

司法書士

法務省の基準点資料を読み解く！
～記述リサーチ情報の公開～

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 262676

SU26267

2027 司法書士試験 中上級ガイダンス

法務省の基準点資料を読み解く！

司法書士講師 根本正次

第1章 法務省から発表されている資料

令和7年度司法書士試験筆記試験（多肢択一式問題）の基準点等について

- 1 受験者数 14,418名

（午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数）

- 2 多肢択一式問題の基準点

（午前の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の多肢択一式問題の各成績のいずれかがそれぞれ以下に掲げる点数に達しない場合には、それだけで不合格となります。）。

午前の部（多肢択一式問題） 満点105点中78点

午後の部（多肢択一式問題） 満点105点中72点

令和8年度司法書士試験筆記試験（多肢択一式問題）の基準点等について

- 1 受験者数 14,960名

（午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数）

- 2 多肢択一式問題の基準点

（午前の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の多肢択一式問題の各成績のいずれかがそれぞれ以下に掲げる点数に達しない場合には、それだけで不合格となります。）。

午前の部（多肢択一式問題） 満点105点中84点

午後の部（多肢択一式問題） 満点105点中75点

令和8年度司法書士試験筆記試験（多肢択一式問題）得点別員数表

午前の部

得点	人数	累計	偏差値
105	26	26	68.11
102	121	147	66.72
99	339	486	65.33
96	549	1,035	63.95
93	682	1,717	62.56
90	807	2,524	61.17
87	891	3,415	59.79
84	810	4,225	58.40
81	858	5,083	57.01
78	780	5,863	55.63
75	767	6,630	54.24
72	659	7,289	52.85
69	714	8,003	51.47
66	638	8,641	50.08
63	573	9,214	48.69
60	569	9,783	47.30
57	531	10,314	45.92
54	563	10,877	44.53
51	510	11,387	43.14
48	547	11,934	41.76
45	511	12,445	40.37
42	492	12,937	38.98
39	460	13,397	37.60
36	408	13,805	36.21
33	373	14,178	34.82
30	347	14,525	33.44
27	290	14,815	32.05
24	197	15,012	30.66
21	154	15,166	29.27
18	79	15,245	27.89
15	41	15,286	26.50
12	17	15,303	25.11
9	8	15,311	23.73
6	5	15,316	22.34
3	3	15,319	20.95
0	23	15,342	19.57

平均点 65.83

午後の部

得点	人数	累計	偏差値
105	0	0	74.43
102	4	4	73.06
99	30	34	71.69
96	66	100	70.32
93	144	244	68.94
90	274	518	67.57
87	377	895	66.20
84	492	1,387	64.83
81	576	1,963	63.46
78	546	2,509	62.08
75	579	3,088	60.71
72	590	3,678	59.34
69	592	4,270	57.97
66	569	4,839	56.60
63	568	5,407	55.22
60	557	5,964	53.85
57	519	6,483	52.48
54	565	7,048	51.11
51	555	7,603	49.73
48	601	8,204	48.36
45	611	8,815	46.99
42	597	9,412	45.62
39	676	10,088	44.25
36	752	10,840	42.87
33	730	11,570	41.50
30	805	12,375	40.13
27	725	13,100	38.76
24	614	13,714	37.39
21	458	14,172	36.01
18	359	14,531	34.64
15	224	14,755	33.27
12	106	14,861	31.90
9	41	14,902	30.52
6	16	14,918	29.15
3	3	14,921	27.78
0	39	14,960	26.41

平均点 51.58

第2章 今までの資料を含めてデータ分析

年度	上段：出願者数 下段：受験者数	基準点				合格点	合格点 —基準点
		択一午前 上段 点数 中段 人数 下段 偏差値	択一午後 上段 点数 中段 人数 下段 偏差値	記述式 上段 点数 中段 人数 下段 偏差値	合計		
令和8	17,862 人 14,960 人	84 (28 問)	75 (25 問)				
		4,225 人	3,088 人				
		58.40	60.71				
令和7	17,365 人 14,418 人	78 (26 問)	72 (24 問)	70.0			
		4,740 人	3,124 人	1,402 人 / 2,673 人	220	255	35.0
		57.10	60.23	50.30			
令和6	16,837 人 13,960 人	78 (26 問)	72 (24 問)	83.0			
		4,445 人	2,789 人	1,292 人 / 2,445 人	233	267	34.0
		57.27	60.95	50.58			
令和5	16,133 人 13,372 人	78 (26 問)	75 (25 問)	30.5			
		4,199 人	2,780	1,195 人 / 2,442 人	183.5	211.0	27.5
		57.37	60.50	50.94			
令和4	15,687 人 12,727 人	81 (27 問)	75 (25 問)	35.0			
		3,642 人	2,876 人	1,160 人 / 2,316 人	191.0	216.5	25.5
		58.33	60.25	51.05			
令和3	14,988 人 11,925 人	81 (27 問)	66 (22 問)	34.0			
		3,509 人	2,515 人	1,113 人 / 2,082 人	181.0	208.5	27.5
		57.94	60.29	50.05			
令和2	14,431 人 11,494 人	75 (25 問)	72 (24 問)	32.0			
		3,643 人	2,234 人	999 人 / 1,952 人	179.0	205.5	26.5
		57.23	60.89	50.23			

択一基準点突破者の比率

	午前択一問題			午後択一問題		
	受験者	基準点 突破人数	比率	受験者	基準点 突破人数	比率
令 8 年	15,342	4,225	27.5%	14,960	3,088	20.6%
令 7 年	14,803	4,740	32.0%	14,418	3,124	21.7%
令 6 年	14,359	4,445	31.0%	13,960	2,789	20.0%
令 5 年	13,767	4,199	30.5%	13,372	2,780	20.8%
令 4 年	13,122	3,642	27.8%	12,727	2,876	22.6%
令 3 年	12,234	3,509	28.7%	11,925	2,515	21.1%
令 2 年	11,757	3,643	31.0%	11,494	2,234	19.4%

午前の突破率が、近年最下位のレベル

午後の突破人数は近年 2 位 ただし突破率は 5 位

突破人数÷記述の採点人数

	午前択一 突破人数	午後択一 突破人数	合計数	記述採点人数	比率
令 8 年	4,225	3,088	7,313		
令 7 年	4,740	3,124	7,864	2,673	33.9%
令 6 年	4,445	2,789	7,234	2,445	33.7%
令 5 年	4,199	2,780	6,979	2,442	34.9%
令 4 年	3,642	2,876	6,518	2,316	35.5%
令 3 年	3,509	2,515	6,024	2,082	34.5%
令 2 年	3,643	2,234	5,877	1,952	33.2%
3 1 年	3,030	2,817	5,847	2,006	29.1%
3 0 年	2,897	3,461	6,358	2,135	33.5%

基準点が高得点になった背景

	憲 法	民 法	刑 法	会社法・商法
平均点	5.4 (2問)	49.7 (17問)	7.8 (2問～3問)	21.2 (7問)

	民訴民執民保	供託・書士法	不登法	商登法
平均点	13.3 (5問)	8.7 (3問)	36.2 (12問)	13.3 (5問)

上乘せ点は？

配点変更後（令和6年・令和7年）		配点変更前（令和5年～令和2）の平均点
34.0	35.0	26.7

$$350点 \div 280点 = 1.296$$

記述の基準点は？

配点変更後（令和6年・令和7年）		配点変更前（令和5年～令和）の平均点
83.0	70.0	65.6

(比較しやすいように 2倍にしている)

↑

配点変更によって、基準を変えた？

- ・ 基準のラインをあげた？
- ・ 毎年の変動制にした？

【令和8年度 午前の部択一式 試験】

出題番号	科目	範疇	内容	形式	正答率	
1	憲法	人権各論	労働基本権		35.7	C
2	憲法	人権各論	財産権		89.5	
3	憲法	統治	憲法改正	穴埋め	57.2	B
4	民法	総則	後見、保佐及び補助		91.7	
5	民法	総則	意思表示	事例	82.7	
6	民法	総則	消滅時効	事例	62.5	B
7	民法	物権	物権変動		88.4	
8	民法	物権	占有	事例	77.8	
9	民法	物権	相隣関係		64.3	B
10	民法	物権	共有	事例	65.6	B
11	民法	担保物権	留置権		87.6	
12	民法	担保物権	質権		76.1	
13	民法	担保物権	物上代位		70.8	
14	民法	担保物権	根抵当権		88.3	
15	民法	担保物権	不動産の譲渡担保		88.2	
16	民法	債権総論	相殺		88.0	
17	民法	債権総論	同時履行の抗弁権		92.1	
18	民法	債権各論	売買		92.4	
19	民法	債権各論	委任		91.2	
20	民法	親族	養子縁組		91.9	
21	民法	親族	未成年後見		77.1	
22	民法	相続	相続人		96.7	
23	民法	相続	遺言		94.2	
24	刑法	刑法各論	住居侵入罪等		96.1	
25	刑法	刑法各論	文書偽造の罪		90.9	
26	刑法	刑法各論	窃盗罪		74.6	
27	会社法	設立	株式会社の募集設立		89.7	
28	会社法	株式	株主名簿		66.2	B
29	会社法	株式	自己株式		91.1	
30	会社法	機関	株式会社の役員の任期	対話	94.0	
31	会社法	機関	株式会社の役員の損害賠償責任		61.1	B
32	会社法	持分会社	持分会社		91.2	
33	会社法	組織再編	新設合併		77.2	
34	会社法	組織再編	組織変更		74.4	
35	商法		商人および商号		66.5	B

【令和8年度 午後の部択一式 試験】

出題番号	科目	範疇	内容	形式	正答率	
1	民訴	複雑訴訟形態	共同訴訟		49.5	B
2	民訴		訴訟要件 ウエ確認の利益		60.3	B
3	民訴	証拠	文書提出命令		74.3	
4	民訴	訴訟の終了	既判力	長文	57.9	B
5	民訴	上訴	控訴		45.5	B
6	民保		民事保全		88.4	
7	民執		民事執行		68.7	B
8	書士		司法書士又は司法書士法人		74.7	
9	供託	各論	弁済供託		69.3	B
10	供託	各論	執行供託	事例/長文	74.7	
11	供託	総論	供託物の払渡請求		74.0	
12	不登		電子申請の手続		79.5	
13	不登		書面申請における印鑑証明書の添付	長文	38.4	C
14	不登		登記の申請人	事例/長文	79.6	
15	不登		判決による登記	事例/長文	94.9	
16	不登	各論	所有権の登記	事例/長文	88.7	
17	不登		区分建物及びその敷地の登記		71.8	
18	不登	各論	地上権及び地役権の登記		91.1	
19	不登	各論	賃借権の登記		72.3	
20	不登		第三者の承諾を証する情報の添付の要否	登記記録	72.9	
21	不登	各論	先取特権の登記		71.1	
22	不登	各論	抵当権の登記	事例	81.7	
23	不登	各論	根抵当権の登記	事例/長文	69.1	B
24	不登	各論	信託の登記		85.8	
25	不登	各論	仮登記（仮登記申請の可否）	事例	79.5	
26	不登		不動産登記の審査請求		82.7	
27	不登		登録免許税（税率メイン）		58.7	B
28	商登	総論	商業登記における印鑑証明書		62.5	B
29	商登	設立	株式会社の設立の登記		76.1	
30	商登		会社の本店移転の登記		28.7	C
31	商登	機関	株式会社の役員等の変更登記		68.5	B
32	商登	株式	募集株式の発行の登記		66.3	B
33	商登		会社その他法人の継続		72.9	
34	商登		商業登記の嘱託	図表	25.9	C
35	商登	有限	特例有限会社の登記	対話	46.1	B

空欄＝Aランク ： 正答率が70％～ Bランク ： 69％～40％ Cランク ： 39％以下

第3章 『記述式再現答案無料添削サービス』から見る、受験生の記述の答案の出来

記述式再現答案無料添削サービスとは

本試験の結果が出る令和8年度の筆記試験合格発表までの日々を、有意義に過ごしていただくため、LECでは「記述式再現答案無料添削サービス」を実施しています。

択一成績診断と組み合わせてご利用いただき、本試験結果を推測できることで学習の指針としてください。

LEC独自の採点基準による答案の添削が受けられる！

司法書士試験を長年にわたって指導してきたLECは、本試験を分析した上で決めた採点基準を答練や模試でご提供しています。

その分析力で令和8年度本試験の採点基準を予想し、それに基づいた添削を希望者に無料で提供します。

- 留意点
- ・ 基準点を突破する可能性が高い人が申し込んでいる（大半）
 - ・ 時間がある状態で、記載している（本当の答案と違う可能性）
 - ・ 記憶があいまいな部分が多い（特に不登法の添付書類の記号）
 - ・ あまりにも出来の悪い人は申し込んでいない

	記述式再現答案無料 添削サービスの平均点	法務省発表データ
令和 6	95.0	基準点 83.0
	不 43.0・商 52.2	平均点 81.7
令和 7	86.4	基準点 70.0
	不 49.2・商 37.3	平均点 69.3
令和 8		

科目	平均点
総合	
不登法	
商登法	

★ ガイダンス後の補足

ガイダンス後に一部レジュメ内容を修正しております。

調査した採点者の点数（一部）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
不	53	42	55	55	39	49	33	9	50	65	48	43	33	70	59	65
商	52	29	36	50	29	34	39	30	13	42	15	26	31	36	34	48

	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	a	b	c	d	e	f	g
不	49	59	68	60	20	65	62	51	65	34	34	30	52	66	65	62
商	19	63	32	37	17	35	31	53	47	36	25	29	51	28	51	41

	h	i	j	k	l	m	n	o	p	q	r	s	t	u	v	w
不	34	53	60	45	48	41	50	55	48	52	48	62	45	51	44	70
商	24	33	30	37	30	32	53	26	41	46	41	34	37	36	45	38

	x	y
不	57	61
商	41	43

不動産登記法（50人の答案を見た分析）

第1欄	債務者変更登記をしていない	48
	（1）共有者白戸和夫および白戸公子の住所 の記載	40
	（1）登録免許税	39
	（2）財産分与の原因日付 が書けている	41
	（2）登録免許税	18
	（1）（2）平均点（20点）	
第2欄	名変→債務者住所変更→免責的債務引受	
	債務者住所変更→名変→免責的債務引受	
	名変 →免責的債務引受	
	名変→名変 →免責的債務引受	
	（1）平均点（9点）	
	（2）平均点（10点）	
	（3）平均点（10点）	
第3欄	（1）原因日付が判断できている	38
	（2）代位弁済と認定できている	42
	（2）登録免許税	38
	（1）（2）平均点（20点）	

第1・2欄 債務者変更気づけていない人が多い

第2欄（3） 表現の出来不出来が激しい 枠が入っているのに2点はざら

第3欄 フルに答えている人が多い

第3欄 模範解答以外のいろいろな答案がある。

商業登記法（50人の答案を見た分析）

第1欄	会社法人等番号の記載ができていない	
第2欄	代表取締役の住所変更登記ができていない	25
	定款の添付ができていない	31
	登録免許税	34
	平均点（計17点）	
第3欄	A550個 B200個の記載がある	9
第4欄	無償割当（1890株になる）が書けている	40
	取締役ABCの退任がある	29
	代表取締役Dの就任がない	29
	取締役会設置会社の廃止がある	29
	新株予約権の行使期間満了が書けている	11
	譲渡制限規定の変更登記をしていない	39
	支店移転登記をしている	40
	登録免許税	12
	平均点（計40点）	
第5欄	A1000個 H260個の記載がある	
第6欄	資本金の減少のみ記載がある	
	新株予約権の消却のみ記載がある	
	両方の記載がある	

第2欄 無効事由を記載することで多く減点を受けている

第4欄 多くの人がここで稼いでいる

第5欄 片方だけなら6人解答できている

第6欄他の解答 ※支店移転 2件 ※代表取締役選定2件※責任軽減4件

不動産登記 解答

第1欄…計20点

(1) …9点

登記の目的		2番所有権登記名義人住所変更 ※1
申請事項等	登記原因 及びその日付	平成16年3月16日住所移転
	上記以外の 申請事項等	変更後の事項 共有者白戸和夫及び白戸公子の住所 ※2 東京都杉並区南一丁目1番1-501号 申請人 白戸和夫 白戸公子
添付情報		イ、ウ
登録免許税		金2,000円

※1 「2番登記名義人住所変更」と記載しても減点しない。

※2 「共有者白戸和夫・共有者白戸公子の住所」、「共有者白戸和夫・白戸公子の住所」と記載しても減点しない。

(2) …10点

登記の目的		白戸和夫持分全部移転
申請事項等	登記原因 及びその日付	令和7年12月16日財産分与
	上記以外の 申請事項等	権利者 持分2分の1 白戸公子 義務者 白戸和夫
添付情報		ア、イ、オ、シ（白戸和夫のもの）
登録免許税		金12万5,000円

(3) …1点

登記の目的		登記不要
申請事項等	登記原因 及びその日付	
	上記以外の 申請事項等	
添付情報		
登録免許税		

第2欄…計30点

(1) …9点

登記の目的		1 番抵当権登記名義人住所、名称変更 ※
申請事項等	登記原因 及びその日付	平成17年6月1日 日本店移転 平成18年4月1日 商号変更
	上記以外の 申請事項等	変更後の事項 本店商号 千葉市中央区大和一丁目1番1号 株式会社ひまわり銀行 申請人 株式会社ひまわり銀行
添付情報		ス

※ 「1 番登記名義人住所、名称変更」と記載しても減点しない。また、「住所」を「本店」と、「名称」を「商号」と記載しても減点しない。

(2) …10点

登記の目的		1 番抵当権変更
申請事項等	登記原因 及びその日付	平成16年3月16日 住所移転
	上記以外の 申請事項等	変更後の事項 債務者の住所 東京都杉並区南一丁目1番1-501号 権利者 株式会社ひまわり銀行 義務者 白戸公子
添付情報		ウ、オ、サ（白戸公子が甲区分建物の甲区3番で通知を受けたもの）、ス

(3) …10点

登記の目的		1 番抵当権変更
申請事項等	登記原因 及びその日付	令和8年1月15日 免責的債務引受
	上記以外の 申請事項等	変更後の事項 債務者 東京都杉並区南一丁目1番1-501号 白戸公子 権利者 株式会社ひまわり銀行 義務者 白戸公子
添付情報		エ、オ、サ（白戸公子が甲区分建物の甲区3番で通知を受けたもの）、ス

(4) …1点

登記の目的		登記不要
申請事項等	登記原因 及びその日付	
	上記以外の 申請事項等	
添付情報		

第3欄…計20点

(1) …9点

登記の目的	1 番根抵当権元本確定
申請事項等	登記原因 及びその日付
	令和8年4月24日確定
	上記以外の 申請事項等
	権利者 田中正子 義務者 株式会社Y
添付情報	キ、コ、ソ
登録免許税	金1,000円

(2) …10点

登記の目的	1 番根抵当権移転
申請事項等	登記原因 及びその日付
	令和8年6月25日代位弁済
	上記以外の 申請事項等
	権利者 小林良子 義務者 株式会社Y
添付情報	ク、コ、ソ
登録免許税	金5万4,000円

(3) …1点

登記の目的	登記不要
申請事項等	登記原因 及びその日付
	上記以外の 申請事項等
添付情報	
登録免許税	

商業登記 解答

第1欄…1点

会社法人等番号

第2欄…計17点

【登記の事由】…3点

目的変更

代表取締役の変更

代表取締役の住所変更 ※

※ 「代表取締役の変更」には含まれず、記載がなければ1点の減点

【登記すべき事項】…6点

令和8年3月23日変更

- 目的 (1) セミナーの企画及び実施
(2) 経営コンサルティング
(3) 前各号に附帯する一切の事業

同日次の者就任

茨城県下妻市下妻100番地

代表取締役 D

令和8年3月25日代表取締役Aの住所移転

住所 茨城県土浦市土浦一丁目1番1号

【登録免許税額】…2点

金6万円

【添付書面の名称及び通数】…6点

定款	1通
株主総会議事録	1通
株主リスト	1通
就任承諾書	1通
印鑑証明書	1通
委任状	1通

第3欄…2点

【株主の氏名又は名称及び議決権数】

A550個 F200個

第4欄…計40点

【登記の事由】…7点

株式無償割当て

取締役、代表取締役及び監査役の変更

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定 ※

支店移転

新株予約権の行使期間満了

取締役会設置会社の定め廃止

※ 「役員等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定」「監査役の会社に対する責任の免除に関する規定の設定」と記載しても、減点しない。

【登記すべき事項】…23点

令和8年6月19日変更

発行済株式の総数 1,890株

令和8年6月29日次の者退任

取締役 A…1点

取締役 B…1点

取締役 C…1点

代表取締役 A

監査役 J

同日次の者就任

取締役 E

監査役 K

同日監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止

同日設定

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定 ※1

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役の過半数の決定によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

令和8年6月27日埼玉県春日部市春日部一丁目1番1号の支店移転

支店 1 ※2

埼玉県所沢市所沢一丁目1番1号

令和8年7月1日第1回新株予約権の行使期間満了

令和8年6月29日取締役会設置会社の定め廃止

※1 「役員等の会社に対する責任の免除に関する規定」「監査役の会社に対する責任の免除に関する規定」と記載しても、減点しない。

※2 「支店 1」の「1」の記載がなくとも、減点しない。

【登録免許税額】…**2点**

金12万円

【添付書面の名称及び通数】…**8点**

定款	1 通
株主総会議事録	1 通
株主リスト	1 通
取締役会議事録	2 通
就任承諾書	2 通
印鑑証明書	1 通
本人確認証明書	1 通
委任状	1 通

第5欄…**2点**

【株主の氏名又は名称及び議決権数】

A1,000個 H260個

第6欄…**計8点**

【登記することができない事項】

① 資本金の額の減少の件…**2点**

② 新株予約権の消却の件…**2点**

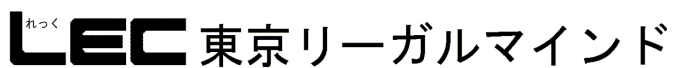
【理由】

① 資本金の額を減少しようとする株式会社は、一定の事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならず、会社の公告方法として定められた方法により公告をすることによって官報による公告に代えることはできない。本間における申請会社は、資本金の額の減少に際して、令和8年2月20日掲載の日刊商業新聞により公告をするとともに、各別の催告を行っているが、官報による公告を行っていないことから、資本金の額の減少の効力は生じない。したがって、資本金の額の減少は、登記することができない事項となる。…**2点**

② 取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことに基づいて取締役会の目的である事項についての提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすためには、その旨の定款の定めなければならない。

本間における申請会社は、新株予約権を消却する旨の決議があったものとみなされているが、申請会社には取締役会の目的である事項についての提案につき取締役の全員が書面により同意の意思表示をした際に取締役会の決議があったものとみなす旨の定款規定はない。

したがって、新株予約権の消却は、登記することができない事項となる。…**2点**



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。

SU26267